令 和 ３ 年 第 １ 回

芦 北 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開会　　令和 ３ 年 １ 月２７日

閉会　　令和 ３ 年 １ 月２７日

熊 本 県 芦 北 町 議 会

令和３年第１回芦北町議会臨時会会期日程

月　日	曜日	日　　程
１・２７	水	本会議（開　会） 議案審議 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙 （閉　会）

目　　次

第１号（１月27日）　　頁

１　議事日程 …… 3

２　出席議員氏名 …… 3

３　欠席議員氏名 …… 3

４　説明のため出席した者の職氏名 …… 3

５　事務局職員出席者 …… 4

６　開会　開議 …… 5

第１　議席の指定 …… 5

第２　会議録署名議員の指名 …… 6

第３　会期の決定について …… 6

第４　諸般の報告 …… 7

第５　町長所信表明及び提案理由の説明 …… 7

第６　議案第１号　令和２年度芦北町一般会計補正予算（第９号） …… 8

第７　議案第２号　工事請負契約の締結について …… 14

第８　議案第３号　工事請負契約の締結について …… 15

第９　議案第４号　工事請負契約の締結について …… 17

第10　同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて …… 18

第11　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について …… 19

第12　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について …… 20

７　閉　会 …… 20

令和３年第１回芦北町議会臨時会議事日程（第１号）

令和３年１月２７日
午前１０時　開　会
於　　議　　場

１　議事日程

第　１　議席の指定
第　２　会議録署名議員の指名
第　３　会期の決定について
第　４　諸般の報告
第　５　町長所信表明及び提案理由の説明
第　６　議案第１号　令和２年度芦北町一般会計補正予算（第９号）
第　７　議案第２号　工事請負契約の締結について
第　８　議案第３号　工事請負契約の締結について
第　９　議案第４号　工事請負契約の締結について
第１０　同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第１１　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
第１２　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
（閉　会）

２　出席議員（１４人）

１番　楠　原　清　照　君	２番　長　口　　隆　君
３番　林　田　燿　宏　君	４番　坂　本　　登　君
５番　宮　内　道　則　君	６番　寺　本　順　一　君
７番　古　村　逸　男　君	９番　前　田　徹　一　君
10番　元　山　秀　志　君	11番　平　松　洋　一　君
12番　川　尻　成　美　君	13番　寺　本　修　一　君
15番　草　野　安　道　君	16番　宮　尾　秀　行　君

３　欠席議員（２人）

８番　白　坂　康　浩　君	14番　岡　部　惠美子　君

４　説明のため出席した者の職氏名（１６人）

町　　長　竹　崎　一　成　君　　副　町　長　藤　崎　正　司　君

総務課長	松本俊造君	企画財政課長	川尾敏浩君
税務課長	元山俊治君	住民生活課長	田渕耕一君
福祉課長	内田照也君	健康増進課長	田中公広君
農林水産課長	佐竹貴幸君	商工観光課長	釜辰信君
建設課長	鎌倉博之君	上下水道課長	杉本芳郎君
会計管理者	福田貴司君	教育課長	白坂達也君
生涯学習課長	福井成昭君	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ課長	志水哲治君

5　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	長崎十三男君	次長(課長補佐)	田代忍君

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　おはようございます。

ただ今から令和３年第１回芦北町議会臨時会を開会します。

岡部君、白坂君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１　議席の指定

○議長（宮尾秀行君）　日程第１「議席の指定」を行います。

先の町議会議員補欠選挙で当選されました議員の議席については、芦北町議会会議規則第３条第２項の規定により、議長において議席番号１番、楠原清照君、議席番号２番、長口隆君に指定します。

それでは、ここで新しく議員に当選された議員を紹介します。

初めに、楠原清照君。自席から挨拶をお願いします。

○１番（楠原清照君）　皆さん、おはようございます。

楠原でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本町における政治とは、あるいは地方自治とは、申し上げるまでもなく、町民の皆様の代表たる町長と議会が二元代表制のもとに、適正な緊張感を保ちつつも、一緒になって町民の皆様が安心して暮らしていくにはどうしたらいいかを考え、実行していくことでございます。町民の皆様の税金などを資金として予算を編成し、条例、要綱、要領等でルールを決める。そして、１年間、一生懸命頑張って、決算で精算し、また新たな１年に取り組んでいくという、去年よりも今年、今年よりも来年はもっと良くしようというサイクルを繰り返し、活動実績を確実に残すことで、希望の未来を一つ一つ具現化していくことこそが求められているわけであります。

私は、今般、３，２３９票の御支持をいただき、議員に当選させていただきました。政治に無関心な方が多くなったと言われておりますが、選挙戦では町民の皆様の熱い思いや期待を、その笑顔の中にひしひしと感じた次第でございます。政治は暮らしに直結するという、健全で政治意識の高い皆様がまだまだ多数おられることを肌で実感いたしました。

昨年、我が町は近来稀に見る未曽有の大災害に襲われました。何としても復旧・復興を成し遂げねばなりません。今こそ、町長、議会、そして町民の皆様が心から一致団結しなければならないと考えます。その団結の強さ、復旧・復興への思いの強さが、強ければ強いほど、新生芦北町は素晴らしい形でよみがえるものと固く信

じております。無用な対立や揚げ足取り、肥後の引き倒しなどは避けねばなりません。すべての議論や行動は、建設的であらねばならないと考えます。不肖私、楠原清照は、この議場には１万６，０００余の町民の皆様がおられるという強い意識を常にもち、正々堂々と自分を偽らず、是は是、非は非を貫き、信念をもって発言し、行動いたします。迷ったときは初心に帰る、町民目線で考える、私の背後には私に期待を寄せる多数の人々がいる、そのような思いのもと、侍魂で芦北の再生に命をかけるをスローガンに掲げ、町民第一、復旧・復興第一で、今後、政治活動、議員活動をまじめに、そして精力的に行ってまいりますので、町民の皆様、そして竹﨑町長、宮尾議長をはじめ、議員各位、また役場職員の皆様、その他関係各位の倍旧の御理解と御指導・御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君）　次に、長口隆君。

○２番（長口　隆君）　私は、湯浦丸山の出身の長口でございます。

今回の補欠選挙で議席を得ましたので、その責任をひしひしと感じております。昭和４８年より平成２６年まで４１年間、ＪＡに勤務をいたしておりました。現在は熊本県農業公社の非常勤駐在員として、農家の皆さんの農地の貸し借りのお手伝いを行っております。

政治信条といたしましては、誠心誠意を命として努力をしてまいります。

地方自治においては、まだ未熟で１年生でございますが、先輩諸氏の御指導・御享受を仰ぎながら、一生懸命努力をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　以上で、紹介を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第２　会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君）　日程第２「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番、楠原清照君及び２番、長口隆君の２名を指名します。

－－－－－－－○－－－－－－－

第３　会期の決定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第３「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日１日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日１日間に決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第４　諸般の報告

○議長（宮尾秀行君）　日程第４「諸般の報告」を行います。

議会閉会中の常任委員会委員の選任について、芦北町議会委員会条例第７条第２項の規定により、議長において１月４日付で長口隆君を建設経済常任委員会委員に、楠原清照君を文教厚生常任委員会委員及び議会広報委員会委員に指名しましたので、御報告いたします。

－－－－－－－○－－－－－－－

第５　町長所信表明及び提案理由の説明

○議長（宮尾秀行君）　日程第５「町長所信表明及び提案理由の説明」を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　おはようございます。

本日ここに、令和３年第１回臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございました。

私は、先の町長選挙におきまして、当選という栄に浴し、１月２３日付をもって５期目の町長に就任いたしました。これも一重に有志議員をはじめ、多くの町民皆様の御理解・御支援の賜であり、改めてここに深く感謝を申し上げる次第であります。

今回の選挙結果は、未曽有の災害から立ち上がり、そして何よりもふるさと芦北の原風景を取り戻すことを最優先に取り組んできたことに対して、是をいただくとともに、希望あふれる未来づくりへの願いを託されたものと考えているところであります。改めて、その責任の重かつ大なるものを痛感するとともに、一層身の引き締まる思いであります。

また、喫緊の課題である新型コロナウイルス対策については、町内外に関わらず、多くの事業やイベントが中止・延期され、経済も甚大な影響を受けるなどしており、コロナ禍へのさらなる対応も求められております。感染拡大を抑えつつ、日常生活を送る新しい日常の徹底に国や県と連携して取り組んでまいります。

今、復旧・復興なくして、町の未来を語ることはできません。信任いただいたこの年を復興元年と位置付け、復旧・復興を第一の柱に、職員一丸となって被災された方々が日常を取り戻すための事業を実施してまいります。

これまで当たり前と考えていたものが、通用しない時代となっています。新しい当たり前を町民の皆さんとともに創造し、すべては次の時代を担う子どもたちのために百般の政策事業を展開して、品格ある安全・安心のまちづくりのため、勇往邁進する所存であります。

もとより微力ではありますが、お寄せいただきました信頼と期待に応えるべく、渾身の情熱を捧げてまいります。信なくんば立たず、５期目に当たり、議員各位のさらなる御協力と御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本臨時会には、令和２年度芦北町一般会計補正予算及び工事請負契約の締結３件、そして任期満了に伴います教育委員会委員の任命に係る人事案件１件を提案しております。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、所信表明並びに提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君）　所信表明及び提案理由の説明が終わりました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第６　議案第１号　令和２年度芦北町一般会計補正予算（第９号）

○議長（宮尾秀行君）　日程第６、議案第１号「令和２年度芦北町一般会計補正予算（第９号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君）　おはようございます。

議案第１号、令和２年度芦北町一般会計補正予算（第９号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１３９万６，０００円を追加し、総額を２１３億６，０５２万２，０００円とするものです。

歳出から説明いたします。

予算書は７ページをお開きください。

款２総務費です。項１目１７復旧復興推進費の４９３万９，０００円は、ドローン２基の購入と、ドローン操作研修、緊急時の民間事業者との連携体制の構築を図るためのドローン操作研修等委託料です。

次に、款３民生費です。項４災害救助費、目２豪雨災害救助費の１，１６３万円は、被災した住家を自費修理した者に対し、要した経費を償還する被災住家自費修理償還補助金です。

次に、款４衛生費です。項１目２予防費の３９１万円は、新型コロナワクチン接種体制を確保するための経費で、消耗品費や郵便料、ワクチン接種体制確保事業対応業務システム改修委託料、パソコン購入費です。

次に、款６商工費です。項１目７豪雨災害対策費の９１万７，０００円は、おれんじロード商栄会が実施します街路灯復旧費に係る事業者負担の２分の１を補助する商店街災害復旧等事業費補助金です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は６ページでございます。

款１４項２目３衛生費国庫補助金の３９１万円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するための経費に充当するもので、補助率１００％です。

款１５項２目１総務費県補助金の４９３万９，０００円は、ドローン購入や操作研修等委託料に充当するもので、補助率１００％です。

最後に、款１８項２目１２財政調整基金繰入金です。歳入歳出の不足額１，２５４万７，０００円を財政調整基金から繰り入れるものです。

以上で、一般会計補正予算（第９号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　今回、補正予算が組まれたということでございます。実は、この新型コロナ感染が本町も増大している関係上、緊急質問を予定しておりましたけども、この補正予算に新型コロナの予防費のほうが出ておりますので、質問に代えたいというふうに思っております。

国会でも、今、審議中でありますし、いろんな課題も大きいものでありますけども、一番関心があるのがワクチン接種の問題でありますが、この予算がもう本当、事務費でございますけども、あったということですけども、今後、町としてそれを想定しながら、ワクチン場所とか、いろんな周知が必要でありますし、町としてもその準備にもうかからなければならないということでありますので、今の情勢において、どういうことを準備される予定なのか、行程が分かれば、どれぐらいの行程の中で始めるのか。まだ、具体的には政府も可決しておりませんので分からないと思いますけども、準備のほどをどういう行程でやられるのかを１点お尋ねします。

また、政府が緊急事態宣言をされましたけども、独自に熊本県のほうもですね、熊本県緊急事態宣言を発令をされました。４点ほどありますけども、こういう中で町として、このコロナに対する県の発令を受けて、どういう形をとって、今後行かれるのか。オフトーク等では注意喚起のオフトークが流れておりますけども、具体的にどういう県の発令に従って、どういう対応をされるのか、この２点をお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君）　それでは、ワクチン接種にかかりますスケジュールについて御説明を申し上げます。

報道等でもありますように、国が示しておりますスケジュールにつきましては、３月下旬から高齢者の接種ということで、その後、基礎疾患保有者、高齢者施設の職員、そして一般住民の順ということで接種が行われるということになっておりますが、本町の場合、６５歳以上の高齢者の方にまず案内、それとクーポン券の送付

がございますけれども、これを３月中旬頃にクーポン券の送付と御案内ですね、周知を図っていきたいというふうに思っております。そのときに、接種の希望の有無を取る申請書ですね、こちらのほうも一緒にお送りしたいというふうに考えております。

その後、接種を希望された方に４月上旬に接種日、時間、接種会場等を記載をしました御案内を個人に差し上げたいというふうに思っております。６５歳以上の高齢者の方が一番最初の町民になりますけれども、その方たちに対しましては、接種は早くて４月上旬かなということで考えております。こちらにつきましては、あくまでワクチンがスムーズに供給されるという条件と、それと接種体制が確保できるということもございます。

その後、高齢者の方が終わられまして、その後が１６歳から６４歳の方の接種ということになりますけれども、これは４月に入りましてから通知を差し上げて、同様にクーポン券、接種券でございますけど、それと御案内と希望の有無を取ります申請書のほうをお送りして、高齢者の方が終わられてから順次、御案内をしていくという形になります。

芦北町の住民ですと、高齢者の方が７，０００人以上いらっしゃいますので、この方たちが接種を希望された場合ということで、先ほども言いましたように、ワクチンがスムーズに供給される、かつ医療体制が整うと、医師の体制が整うということも含めまして、約２カ月間、６５歳以上の方がかかるということで考えております。その後、そのほかの一般の方の住民の接種という形で流れていくというふうに思っております。その方たちについても、スムーズにいきますと約２カ月程度で接種が終わられるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

スケジュールについては、以上でございます。

それと、対策につきましてですけれども、熊本県が独自に出しておりますけれども、これにつきましては非常に制限を伴う、個人の制限を伴うものでございますので、町といたしましては感染対策の徹底、ここらへんをですね、十分皆様、住民の皆様にお知らせしていくというかたちを考えております。先ほどおっしゃいましたように、防災行政無線では逐次、新しい情報を流しておりますし、先週でございましたけれども、先週は広報あしきたと同時に配布をさせていただきました、オレンジ色の紙があったかと思いますけれども、町民の皆様へということで重要なお願いということで、各戸に対策の御案内を差し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　今後ですね、担当課におかれましては、準備に相当苦労され

ると思いますけども、連携して国のワクチンが支給されましたら、即ですね、できますよう準備をお願いしたいというふうに思います。

いわゆる、いつも聞かれるのが、どういう芦北町は状況なのか。要するに不安と不信がいっぱいであります。だから、ワクチンが一番もう手段の一つであろうというふうに思いますので、そういう形で質問したわけでありますけども、万全をお願いしたいと思います。

また、参考までにですけども、２６日現在で熊本県は３，２６４名、市内が１，７４９名、そのほかの市町村が１，５１５名という形であります。また、芦北ではクラスターもありますし、非常に不安がっておられる方もおられますけども、その中でよく要望されるのが、オフトークで感染者、男性何歳という報道がなされますが、どこの人だろうかと、そのぐらいまではちょっと発表することはできないだろうかとかいうことも伝えられます。個人情報とか、また県の保健所のほうからも、それだけしかないということでありますけども、大変やっぱり不安がっておられるというふうに、もう身近に迫っていることをやっぱり一番感じておられますので、今後、そういう形をですね、払拭するための何か方法があればというふうに思いますので、一応要望に代えておきますけども、そういうことがあるということを御理解いただいて、今後に対処していただければというふうに思っております。

芦北町は、今もう６０名近くに、感染者がなっているんじゃないかなと。県内の市町村の中で、町村では１、２位の感染の増大でありますので、特にその点も考慮しながらですね、万全を期していただければというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　ページ、７ページでございますが、ドローンについて質問いたします。

操作のための研修等の委託料及び購入費、合わせて４９３万９，０００円が計上されておりますが、２点ほど質問いたします。

１点目は、今後の利用についてでありますが、災害のみならず、多方面での活躍が期待されると考えておりますが、現時点でどのような活用法を考えておられるのか。

２点目は、研修への参加者は何名ほど計画されておられるのか、この２点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　お答えをいたします。

まず、今後の利用の模索についてでございますけれども、先般お示しをいたしました復興プランの中にもドローンの活用した空の道ということでですね、記載をさ

せていただきました。今般整備しますドローンは、現在、町が持っておりますドローンと比べまして、飛行時間がですね、２０分から５０分になる。それと、物の輸送ができるようになります。今、輸送重量というのはゼロキロなんですけれども、今回は５キロ程度は運ぶことが可能になるというふうなことになります。それと、サーモ機能がですね、付いているということでございまして、これは日進月歩の機械でございますので、かなり高機能なものを整備するというふうなことで考えております。その上で、仕様としてはですね、いざというときのために医薬品の輸送をですね、実証してみるというふうなことが一つ、それと支援物資も含めてですけれども、医薬品を主に輸送する実証実験やるということが一つです。それと、サーモ機能も付いておりますので、有害鳥獣のですね、駆除にも活用できないかなということも考えているところでございますし、またその他ズーム機能等も付いておりますので、観光プロモーションとかですね、そういったものへの活用ということで、今のものよりもさらにグレードを上げたような取り組みをですね、進めてまいりたいというふうに思っています。

研修につきましては、いざというときに対応するために、やはり職員を育成をしておきたいということでございますので、専門の方と連携をしながら、まずは職員を育成してですね、いざというときのために対応すると。具体的な人数については、まだ今後でございますけれども、５名程度をまずは育成をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　今後、多方面の中で期待がされるわけでございますけれども、一つお話がありましたように、産業等にもですね、やはりそういう効果が期待されるのではないかと思っておりますので、一つこまめに考えていただいてですね、利用できるようなことがあれば、一つ今後頑張っていただきたいと思います。

一応、要望でございますので、要望で終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○４番（坂本　登君）　災害救助費の被災住家自費修理償還補助金についてお聞きします。これは半壊の家屋と、それよりもう少し軽かったと、当然、公費だけでは足らない、こういったところが対象になってくるのか。また、これはどういう、これは町単独の事業なのか、それとも県や国のお金が下りてくるのか、ちょっともう少し詳しくお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君）　お答えいたします。

罹災証明書の判定が準半壊以上の方を対象としておりまして、早急に修理をしなければ住む環境はできなかったということで、自費で修理されている方、これは応急修理制度を使ってない方を対象としております。対象としましては、例えば個人で修理された方とか、畳だけを修理された方とか、そういう方が対象としておりまして、件数でいきますと半壊以上の方が３５件を見込んでおります。また準半壊の方が８件見込んでおりまして、合計４３件分を計上しているところでございます。

事業としましては、町単独の事業で一般財源でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　今の数字を聞いて、ちょっとえーと思ったんですが、半壊、準半壊以上の件数はもっとはるかに多いと思うんですね。それから４０何件というのは、えらい少ないなという感じで、もうちょっと分かりやすくというか、お願いします。

○議長（宮尾秀行君）　内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君）　これにつきましては、応急修理制度で拾えなかった方、応急修理制度を利用されている方が７２３名いらっしゃいますので、その中で拾えなかった方を対象としております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　分かりました。

それと、この施策に該当するかどうか分かりませんけど、やはり準半壊以上、全壊の方というのは公費解体とかを選ばれたと思うんですが、やっぱり一番、半壊、準半壊の方々は、言えば日々の生活で余裕のあった人というのは、民間保険なりにかたっておられて、そんなにはお金のことで心配するという話はあまり聞きません。しかし、やっぱり日々から一生懸命頑張ってても、国民年金、例えば一人暮らしで保険にかたる余裕がない、ここがどうしても公費だけでは足らない、こういう状況が今起こってきてるんですね。だから、こういう人たちにこそ、町単独の事業なりはやっぱり目を向けるべきだし、やっぱり漏れがないようにというか、職員の方も本当に大変と思いますけど、やっぱりこの町長のですね、やっぱり復旧・復興にやっぱり命を懸けるんだということは、裏を返せばですね、この被害を受けた町民の暮らしをもうやっぱり安心して暮らせる町にするんだということにもつながってくると思いますので、そういう人たちが取り残されないように何ができるかというので、少しでもやっぱり知恵を絞って手を差し伸べていただきたいと。あらゆる手をですね、使って、やっぱり今、芦北ではどうか分かりませんけど、全国でもこのコ

ロナ、また災害において、追い詰められて自殺者がどんどん増えてきているという実態もあるわけですので、そういうことにならないように、常に目を配っていただきたいと、そのように要望しておきますので、職員の皆さん、また町長をはじめ、副町長、よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第１号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第７　議案第２号　工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君）　日程第７、議案第２号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　議案第２号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町立佐敷小学校校舎棟災害復旧工事（建築）の請負契約締結の承認に係るものです。

１　契約の目的　　芦北町立佐敷小学校校舎棟災害復旧工事（建築）

２　契約の方法　　指名競争入札

３　契約の金額　　１億６７０万円

なお、落札率は９８．７％でした。

４　契約の相手方　熊本県八代市宮地町２０８８番地

松島・泉特定建設工事共同企業体

代表者　株式会社松島建設　代表取締役　松嶋進治

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、令和２年７月豪雨による浸水被害を受けた校舎棟の災害復旧工事を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事の内容、規模を確実に施工するため、特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、組み合わせにつきましては、県内業者及び町内業者２社による編成が効果的であると考え、第１グループに県内建築業者Ａランク７社、Ａ１ランク７社、第２グループに町内建築業者７社を選定いたしました。

入札は１２月１８日に執行し、仮契約を翌週の１２月２１日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○１１番（平松洋一君）　今説明がございました。この議案に問題があるわけではございませんが、説明の中でＡランク、Ｂランク、それぞれ７社ずつの指名があったということですが、契約の相手方が載っていますけども、入札の参加者、これも説明していただければよろしいかと思いますが、お願いします。

○議長（宮尾秀行君）　松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　それでは、御説明を申し上げます。

まず、昭和・浪本ＪＶという表現でさせていただければと思います。２つ目に、松下・横山ＪＶ、３社目に和久田・中村ＪＶ、４社目に松下・泉ＪＶ、５社目に藤永組・佐藤産業ＪＶ、６社目に光進・木崎ＪＶ、７社目に増永・平松ＪＶ、以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第２号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第８　議案第３号　工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君）　日程第８、議案第３号「工事請負契約の締結について」を議題

とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君）　議案第３号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町立佐敷中学校校舎棟災害復旧工事（建築）の請負契約締結の承認に係るものです。

１　契約の目的　　芦北町立佐敷中学校校舎棟災害復旧工事（建築）

２　契約の方法　　指名競争入札

３　契約の金額　　８，６３５万円

なお、落札率は９７．６％でした。

４　契約の相手方　熊本県葦北郡芦北町大字湯浦２４５番地１

松下・横山特定建設工事共同企業体

代表者　株式会社松下組　代表取締役　松下義一

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、令和２年７月豪雨による浸水被害を受けた佐敷中学校校舎棟の災害復旧工事を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事の内容、規模を確実に施工するためには、特定建設工事共同企業体運用基準に基づき、組み合わせにつきましては、県内業者及び町内業者２社による編成が効果的であると考え、第１グループに県内建築業者Ａ１ランク７社、第２グループに町内建築業者７社を選定いたしました。

入札は１２月１８日に執行し、仮契約を翌週の１２月２１日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第９　議案第４号　工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君）　日程第９、議案第４号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜　辰信君）　議案第４号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北海浜総合公園ペアリフト災害復旧工事の請負契約締結の承認に係るものでございます。

１　契約の目的　　芦北海浜総合公園ペアリフト災害復旧工事

２　契約の方法　　随意契約

３　契約の金額　　１億３，６７３万円

なお、落札率は９７．８％でした。

４　契約の相手方　滋賀県守山市勝部町４７１番５

安全索道株式会社

代表取締役社長　西川正樹

工事の概要につきまして、御説明いたします。

本工事は、令和２年７月豪雨による浸水被害を受けた芦北海浜総合公園ペアリフトの災害復旧工事を行うものでございます。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事は、内容、規模を確実に施工するため、当初、公園の開園当時からリフトの製造・設置の施工業者で、ペアリフトの構造等を熟知し、指名資格を有する業者の中で、本工事を施工する唯一の業者であることから選定したものです。

開札は１月１２日に施行し、仮契約を翌日の１３日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第４号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

［議案配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１０　同意第１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君）　日程第１０、同意第１号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　芦北町教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字佐敷５０１番地、氏名、澁谷百錬。

澁谷百錬氏は、平成２３年４月から芦北町教育委員に任命され、現在３期目で、現職として御活躍されております。教育行政に関する高い識見を有し、地域社会においても幅広い信頼を得ておられますことから、引き続き御尽力願うため、ここに提案いたすものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから同意第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、同意第１号は原案のとおり同意しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１１　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１１「選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで、指名案を配付します。しばらくお待ちください。

［指名案配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

初めに、選挙管理委員会委員について、梅田安子君、中川譲司君、遠山泰子君、井上民男君、以上の４人の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、梅田安子君、中川譲司君、遠山泰子君、井上民男君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第１順位、川尾敏浩君、第２順位、福井成昭君、第３順位、福田貴司君、第４順位、上野孝司君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、川尾敏浩君、福井成昭君、

福田貴司君、上野孝司君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１２　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１２「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、竹﨑町長を指名します。

お諮りします。ただ今指名しました竹﨑町長を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、竹﨑町長が当選人と決定しました。

ただ今当選されました竹﨑町長が議場におられますので、会議規則第３２条第２項の規定により、告知します。

これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

以上で、日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第１回芦北町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時４７分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員